

平成22年度国の施策及び予算に関する要望（概要）

事 項	内 容
1 地方分権改革の 推進	<p>(1) 地方分権改革の確実な実現 基礎自治体優先の原則に立った国と地方の役割分担の見直しを行い、事務移譲、税源移譲の徹底、義務付け等の関与の見直し等、真の地方分権を実現すること。</p> <p>(2) 地方税財源の充実強化</p> <p>① 事務移譲に見合った実質的な税源移譲を行い、地方税中心の税体系への抜本的な再構築を図ること。新たな税源移譲の対象は、地方消費税等偏在性が小さく税収が安定的な税源とすること。</p> <p>② 地方固有の税を地方間の財源調整に用いる方策は排除すること。</p> <p>③ 国庫補助負担金は国と地方の役割分担を明確にし、国の責任で措置すべきものは地方に転嫁しないこと。 その他の国庫補助負担金は原則廃止し、都道府県負担分の削減による区市町村財源への影響も含めて税源移譲すること。</p>
2 中小企業対策の 充実	<p>(1) 融資の強化や融資対象業種を拡大するとともに、「ふるさと雇用再生特別基金」の対象事業拡大など、更なる雇用の創出に努めること。</p> <p>(2) 区が独自に実施している中小企業融資制度等に対して、財政支援を図ること。</p>
3 多様な保育環境 の整備	<p>待機児童の解消を図るとともに、多様な保育需要に対応できるよう、画一的な認可保育所制度を改善し、認可外施設も含めた保育施設への実態に即した財政支援を行うこと。</p>
4 ホームレス自立 支援策の充実	<p>(1) 国の責任を明確にし、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」及び基本方針の施策の実現に向け、就労、福祉、医療、住宅等の総合的な対策を講ずるとともに、必要かつ十分な財政措置を行うこと。</p> <p>(2) ホームレスの都市部集中化への対応は広域的な課題であり、地方公共団体と連携し抜本的な対策を講じること。</p> <p>(3) 総合相談事業をさらに拡充するとともに22年度以降も継続すること。</p>
5 障害者施策の充 実	<p>地域生活支援事業がその役割を果たせるよう、統合補助金の事業別算定基準を明示した上で、十分な財政措置を講じること。</p>
6 高齢者福祉の充 実	<p>(1) 新たな高齢者福祉施設の整備促進のための支援策を強化すること。</p> <p>(2) 高齢者が安心して居住できる住環境を整備し、あわせて、住宅施策と福祉施策の連携により、介護が必要な高齢者が住み続けられる仕組みを整えること。</p>
7 介護保険制度の 改善	<p>平成21年度に報酬改定が行われたものの、なお不十分な状況にあることから、安定した介護人材確保のため、利用者負担を増やすことなく、介護報酬を都市部の実情に見合う設定とすること。</p>
8 新型インフルエ ンザへの対策	<p>(1) 新型及び季節性のインフルエンザワクチンを全国民に円滑に供給するための計画的な製造と供給体制を早急に整備すること。</p> <p>(2) 新型インフルエンザに対する医療体制に必要な施設・設備の整備への財政支援と医師、看護師等医療関係者の確保対策を整えること。</p> <p>(3) ライフラインの確保や社会機能を維持する業務従事者への対応を、国が率先して行うこと。</p> <p>(4) 新型インフルエンザのまん延期における社会的弱者について、対策を実施する区市町村に対し、財政的支援を行うこと。</p> <p>(5) 新型インフルエンザに関する情報は、自治体及び国民へ迅速かつ確実に提供すること。</p>

事	項	内 容
9	医療体制の充実と整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 産科・救急科等の医師不足を解消するための支援策の更なる充実を図ること。 (2) 看護師・助産師等他職種を含めた医療従事者の地位向上と勤務環境の改善を図ること。 (3) 救急医療・周産期医療を地域で支えるためのネットワークを構築するための更なる支援策を講じること。
10	交通システム等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 運輸政策審議会答申にある整備予定路線の早期実現を図ること。 (2) 東京圏の適正な都市構造の再編に資するため、区部周辺部環状公共交通新設計画を早期に具体化すること。
11	都市計画道路の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国庫補助基準を改善し、特別区に重点的に国庫補助を配分すること。 (2) 街路整備事業の予算措置を特別区に重点配分すること。 (3) 連続立体交差事業を早期に完了させるとともに、区が施行する際の技術的、財政的な支援制度を拡充すること。
12	災害応急対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高層住宅のエレベーターや上下水道接続部の耐震化、高層階への備蓄倉庫の設置義務化など、一層の防災対策を推進すること。 (2) 帰宅困難者への対応として、休憩場所の確保、救急援護体制の整備など、対策をより一層推進すること。 (3) スーパー堤防の早期整備を図るため、住居移転を促進する仕組みづくりや建築行為の規制などの方策を講じること。
13	緑化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市農地や保存樹林地、市民農園等に対する相続税の納税猶予措置等、緑を残すための土地所有者の負担軽減制度の見直しを図ること。 (2) 都市農地や保存樹林地、市民農園等の保存及び活用のために、特別区の買取りに対する財政措置を講じること。 (3) 保存樹木・保存樹林の維持管理経費を税控除対象とし、また樹林地の土地評価額の控除割合を見直すこと。
14	地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和に対する国の総合的な対策をこれまで以上に強化すること。 (2) 特別区が地球温暖化対策推進法に基づく地域推進計画を円滑に策定して対策に取り組めるよう、関係機関が持つ各種データ類等の情報提供が行われる制度を整備するなど、十分な支援策を講じること。
15	廃棄物処理対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市部における総合的な廃棄物処理対策を強化すること。 (2) 「容器包装リサイクル法」において、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者と自治体の適切な役割分担・費用負担の制度化を更に推進すること。 (3) 廃プラスチック類は、容器包装リサイクル法対象物のみとすることなく、再商品化ができるよう対象範囲の拡大を図ること。
16	学校教育の充実	<p>区立小中学校教職員の人事権を学級編成・教職員定数などの権限及び必要な財源と併せて特別区へ移譲すること。</p>